

事務連絡
令和2年7月22日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から設置される飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の火災予防上の留意事項については、「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（令和2年6月1日付け事務連絡）により周知したところです。

今般、各業種の感染症拡大防止予防ガイドラインにシートの火災予防上の留意点を記載することについて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び関係府省庁担当部局宛てに周知を依頼しましたので、情報提供いたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

事務連絡
令和2年7月17日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 } 御中
関係府省庁担当部局

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

2 その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

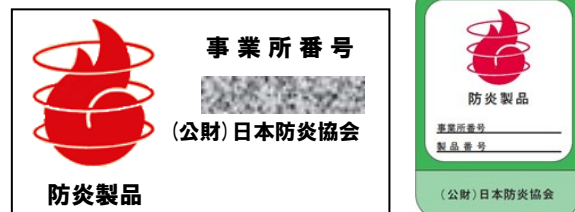
消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

燃えにくい素材の考え方について

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]